

基本奨励金の支給申請のご案内

認定職業訓練実施基本奨励金の支給申請につきまして、下記のとおりご案内しますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

1 支給申請期限

訓練終了日の翌日から1か月以内

(3ヶ月ごとの申請の場合、開講日から3ヶ月ごとに、その翌日から1ヶ月以内)

2 提出いただく前に

・別添「基本奨励金チェックリスト」を作成しましたので、書類作成の際にご活用ください。

チェックリストはこちらからもダウンロードできます。

(https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/kyushokusha/new_page_8/_119783.html)

・支給申請の詳細については、事務担当者説明会で配付している『認定職業訓練実施奨励金について』をご確認ください。

3 申請書提出先

〒540-0028

大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル2 1階

大阪労働局 職業安定部 訓練課

※郵送による申請は、期限までに労働局に到着することが必要です。基本奨励金において申請期限内に提出のなかったものが、令和3年度において2件、令和4年度において2件発生しております。持参により申請される場合を含め、期限を1日でも経過すると受付することができませんので、ご注意ください。

※個人情報保護や郵便事故対応の観点から、「簡易書留」や「レターパックプラス」等、配達が確認できる方法での送付をお願いします。

※デジタル分野（IT、WEB デザイン）の特例措置を希望されているコースに関しては、訓練終了日の翌日から4ヶ月以内が、特例措置の上乗せ申請の期限となります。なお、資格取得状況報告書（様式 A-53 又は A-57）は、新規資格取得率が0%等で特例措置の上乗せを申請しない場合であってもご提出いただく必要がございますので、よろしくお願いいたします。